

職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告・勧告の概要

令和2年10月26日

福島県人事委員会

<報告・勧告のポイント>

- 特別給(期末手当)を引下げ(△0.05月分)
- 月例給及び人事管理の課題については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているもの
- ・ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている

II 職員給与の改定

1 職員給与と民間給与の比較

本委員会が6月29日から7月31日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給と民間の特別給との比較を行った結果は次のとおり

(特別給)

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差 (b)-(a)
4.45月	4.41月	△0.04月

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定

(1) 特別給

年間支給月数を0.05月分引下げ(4.45月分→4.40月分)

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	合計
令和2年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.225月(現行1.275月)	2.50月(現行2.55月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月(改定なし)
令和3年度 期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月

(2) 実施時期

令和2年12月1日

(参考資料)

○ 行政職平均の年収

	勸告前	勸告後	増減額
行政職平均 <41.9歳>	6,020,638円	6,002,007円	△ 18,631円

○ 最近10年間の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数の状況（一般職員）

区 分 年 度	年間平均支給月数			前年との 増減月数
	期末手当	勤勉手当	合 計	
令和2年度	2.50	1.90	4.40	△0.05
令和元年度	2.55	1.90	4.45	0.05
平成30年度	2.55	1.85	4.40	0.05
平成29年度	2.55	1.80	4.35	0.10
平成28年度	2.55	1.70	4.25	0.10
平成27年度	2.55	1.60	4.15	0.10
平成26年度	2.55	1.50	4.05	0.15
平成25年度	2.55	1.35	3.90	0.00
平成24年度	2.55	1.35	3.90	0.00
平成23年度	2.55	1.35	3.90	0.00